

製品事故に該当しない事例について（ 7月26日公表分）

平成19年7月26日
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第2条第4項に「製品事故」の定義が規定されています。この規定内容を御理解頂くため、「製品事故」に該当しない事例について、消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議頂いた結果を基に公表します。なお、公表しました事例については、あくまでも、記載の状況が一致する事故であれば該当しないという趣旨であり、事故原因において、製品に起因する可能性が少しでも存在したり、事故原因に不明な点がある場合には、「製品事故」から除外することができませんので、御注意ください。今後とも安定的な運用を図るため、事例を追加して御案内していくこととしております。

【参考】

消費生活用製品安全法（抄）

第2条 1～3（略）

4 この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができると思はれる事故として政令で定めるものを除く。）をいう。

一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

5（略）

消費者の誤使用、不注意であつて、明らかに製品に起因しない事故

| 番号 | 消費生活用製品名 | 被害状況 | 事故内容 |
|----|----------|------|--|
| 1 | ガスレンジ | 火災 | 揚げ物を調理中、子供に呼ばれたので、ガスレンジ前面にある器具栓を閉じてその場を離れようとした際に体の一部が鍋に引っかかって揚げ物油の油面が大きく揺らぎ、点火状態のバーナー近傍に油がこぼれてしまったため、油に引火して火災が発生した。なお、器具栓の取り付け位置も含めガスレンジには異常は見られなかった。 |
| 2 | ガス衣類乾燥機 | 火災 | ガス衣類乾燥機でタオルを乾燥させ、運転後そのまま放置していたところ、乾燥機内に火の粉が見え、フィルター及びタオル類を焼損した。器具外観、基板、配線等には異常はなく、一方、ドラム内にオイルのようなものが付着しており、タオルを分析したところオイルの成分が検出された。以上から、放置したタオルに残留しているオイル分の酸化熱により発火したと判断された。なお、取扱説明書においては、オイル分の付着した繊維製品は、たとえ洗濯機で洗濯した後であっても絶対に当該乾燥機で乾燥させないようにとの注意書きが明確に記載されている。 |